

第2号様式（第14条関係）

個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市議会議長 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示することとしましたので、春日井市議会個人情報等保護条例第25条第1項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報 が記録されている 公文書の名称				
保有個人情報の利用目的				
開示の実施の方法等				
開示の実 施の方法 等の申出 に係る参 考となる 情報	方 法			
	来庁による 開示の実 施ができ る期間、 時間及 び場所	期間： 年 月 日 から 年 月 日 まで 時間： 場所：		
	開示の実 施に要す る費用の 額（見 込み）	1 写しの作成に要する費用 円 2 写しの送付に要する費用 円	写しの送付を 希望する場 合の準備日 数	日
担 当 課	電話番号			

注 開示請求書において希望された開示の実施の方法等とは異なる方法等を希望することができます。その場合は「開示の実施の方法等の申出に係る参考となる情報」に記載した情報から選択し、本通知日から30日以内に、「個人情報の開示の実施方法等申出書」を提出してください。

第3号様式（第14条関係）

個人情報一部開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市議会議長

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を開示することとしましたので、春日井市議会個人情報等保護条例第25条第1項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称				
保有個人情報の利用目的				
開示の実施の方法等				
開示の実施の方法等の申出に係る参考となる情報	方 法			
	来庁による開示の実施ができる期間、時間及び場所	期間： 年 月 日 から 年 月 日 まで 時間： 場所：		
	開示の実施に要する費用の額（見込み）	1 写しの作成に要する費用 円	2 写しの送付に要する費用 円	写しの送付を希望する場合の準備日数 日
開示しないこととした部分				
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由				
担 当 課		電話番号		

注 開示請求書において希望された開示の実施の方法等とは異なる方法等を希望することができます。その場合は「開示の実施の方法等の申出に係る参考となる情報」に記載した情報から選択し、本通知日から30日以内に、「個人情報の開示の実施方法等申出書」を提出してください。

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、春日井市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日井市を被告として（訴訟において春日井市を代表する者は春日井市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、前記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第4号様式（第14条関係）

個人情報不開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

春日井市議会議長

印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示しないこととしましたので、春日井市議会個人情報等保護条例第25条第2項の規定により通知します。

保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足る事項	
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	
担 当 課	電話番号

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、春日井市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日井市を被告として（訴訟において春日井市を代表する者は春日井市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、前記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第5号様式（第15条関係）

個人情報開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市議会議長 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、春日井市議会個人情報等保護条例第26条第2項の規定により、次のとおり開示決定等をする期間を延長しましたので通知します。

保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項	
条例第26条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課	電話番号

第6号様式（第16条関係）

個人情報開示決定等期限特例通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市議会議長 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、春日井市議会個人情報等保護条例第27条第1項の規定により、開示決定等をする期間等を次のとおりとしましたので通知します。

保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項		
条例第26条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき開示決定等をする期間及びその部分	期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	部 分	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日	
条例第27条第1項を適用する理由		
担 当 課	電話番号	

第7号様式（第17条関係）

意見照会書

第 年 月 日 号

様

春日井市議会議長

印

春日井市議会個人情報等保護条例第20条第1項の規定により開示請求のありました保有個人情報に、あなたに関する情報が記録されていますので、同条例第28条 第1項 第2項の規定により通知します。

本件開示請求に係る保有個人情報の開示について御意見があれば、意見書により 年 月 日までに回答してください。

開示請求に係る保有個人情報 が記録されている公文書の 名称	
開 示 請 求 の 年 月 日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に 記録されているあなたに関する 情報の内容	
意見書の提出先（担当課）	電話番号
同条例第28条第2項第1号又は 第2号の規定の適用の区分及び 当該規定を適用する理由	

第8号様式（第17条関係）

意見書

年 月 日

（宛先）春日井市議会議長

氏 名
〔法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名〕
郵便番号
住所（居所）又は
事務所（事業所）の所在地
電話番号

開示請求に係る保有個人情報 が記録されている公文書の 名称	
開示についての意見 〔該当する番号を○で囲んで ください。〕	1 開示しても差し支えない 2 開示に反対する
開示に反対する場合の反対の 理由	

第9号様式（第17条関係）

開示決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市議会議長 印

年 月 日付で 開示に反対する意見書の提出
審査請求のありました保有個人情報について、
開示に反対する意思の表示

次のとおりその 全部 一部 を開示することとしましたので、春日井市議会個人情報等保護条例

第 28 条 第 3 項 の規定により通知します。
第47条において準用する同条例第28条第3項

開示請求に係る保有個人情報 が記録されている公文書の名称	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に記録 されているあなたに関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととした部分	
担 当 課	電話番号

不服申立て及び取消訴訟

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、春日井市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日井市を被告として（訴訟において春日井市を代表する者は春日井市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、前記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第10号様式（第19条関係）

個人情報の開示の実施方法等申出書

第 年 月 日 号

（宛先）春日井市議会議長

氏 名
 郵便番号
 住所又は居所
 電話番号

春日井市議会個人情報等保護条例第29条第3項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示の実施方法等を申し出ます。

個人情報開示等決定通知書の番号等		
開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称		
開示の実施の方法	閲覧	1 全部 2 一部 ()
	写しの交付	1 全部 2 一部 ()
	その他	1 全部 2 一部 ()
開示の実施を希望する日時	月 日 午前 時 分から 午後	
写しの送付の希望の有無	有 無	

第11号様式（第21条関係）

個人情報訂正請求書

年 月 日

（宛先）春日井市議会議長

氏 名
 郵便番号
 住所又は居所
 電話番号

春日井市議会個人情報等保護条例第33条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正請求をします。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項		
訂正請求の趣旨及び理由		
訂正を求める内容	訂正前	
	訂正後	
※ 備考	本人確認	
	公文書の名称	
	担当課	

同条例第33条第2項の規定により訂正請求をする場合又は遺族等が死者を本人とする保有個人情報の訂正請求をする場合は、次の欄にも記入してください。

保有個人情報の本人の氏名及び住所	氏名	
	住所	電話番号
本人との関係	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人 3 本人の委任による代理人 4 死者の遺族等（続柄 _____）	
死者を本人とする保有個人情報の訂正請求に係る事由（上欄で4を選択した場合のみ記載）		

- 注1 請求の際には、保有個人情報の本人であることを示す書類（運転免許証等）を提示し、又は提出してください。
- 2 法定代理人若しくは本人の委任による代理人又は遺族等が請求する場合は、1の書類のほか、法定代理人若しくは本人の委任による代理人又は遺族等であることを示す書類（戸籍謄本等又は委任状）を提示し、又は提出してください。
- 3 ※印の欄は、記入する必要がありません。

第12号様式（第23条関係）

個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市議会議長 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正することとしましたので、春日井市議会個人情報等保護条例第35条第1項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報 が記録されている公文書の 名称		
訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
訂正年月日	年 月 日	
担当課	電話番号	

第13号様式（第23条関係）

個人情報一部訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市議会議長

印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を訂正することとしましたので、春日井市議会個人情報等保護条例第35条第1項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の記録されている公文書の名称		
訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
訂正年月日	年 月 日	
訂正しないこととした部分		
訂正しないこととした理由		
担当課	電話番号	

不服申立て及び取消訴訟

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、春日井市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日井市を被告として（訴訟において春日井市を代表する者は春日井市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、前記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第14号様式（第23条関係）

個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市議会議長 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正しないこととしましたので、春日井市議会個人情報等保護条例第35条第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称	
訂正しないこととした理由	
担 当 課	電話番号

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、春日井市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日井市を被告として（訴訟において春日井市を代表する者は春日井市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、前記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第15号様式（第24条関係）

個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市議会議長 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、春日井市議会個人情報等保護条例第36条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等をする期間を延長しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項	
同条例第36条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課	電話番号

第16号様式（第25条関係）

個人情報訂正決定等期限特例通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市議会議長 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、春日井市議会個人情報等保護条例第37条第1項の規定により、訂正決定等をする期限を次のとおりとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項	
条例第36条第1項の規定による 決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
訂正決定等をする期限	年 月 日
条例第37条第1項を適用する理由	
担 当 課	電話番号

第17号様式（第26条関係）

個人情報訂正決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市議会議長

印

あなたに提供した個人情報について、次のとおり訂正することとしましたので、春日井市議会個人情報等保護条例第38条の規定により通知します。

提供に係る個人情報の内容		
訂 正 し た 事 項	訂 正 前	
	訂 正 後	
個人情報を訂正した年月日	年 月 日	
担 当 課	電話番号	

第18号様式（第27条関係）

個人情報利用停止請求書

年 月 日

(宛先) 春日井市議会議長

氏 名
郵便番号
住所又は居所
電話番号

春日井市議会個人情報等保護条例第40条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止請求をします。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 その他当該保有個人情報を特定するに足る事項	
利用停止請求の趣旨及び理由	
利用停止を求める内容	
※ 備 考	本人確認
	公文書の名称
	担当課

同条例第40条第2項の規定により利用停止請求をする場合又は遺族等が死者を本人とする保有個人情報の利用停止請求をする場合は、次の欄にも記入してください。

保有個人情報の本人の氏名及び住所	氏 名	
	住 所	電話番号
本人との関係	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人 3 本人の委任による代理人 4 死者の遺族等（続柄）	
死者を本人とする保有個人情報の利用停止請求に係る事由（上欄で4を選択した場合のみ記載）		

注1 請求の際には、保有個人情報の本人であることを示す書類（運転免許証等）を提示し、又は提出してください。

2 法定代理人若しくは本人の委任による代理人又は遺族等が請求する場合は、1の書類のほか、法定代理人若しくは本人の委任による代理人又は遺族等であることを示す書類（戸籍謄本等又は委任状）を提示し、又は提出してください。

3 ※印の欄は、記入する必要がありません。

第19号様式（第29条関係）

個人情報利用停止決定通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

春日井市議会議長 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止することとしましたので、春日井市議会個人情報等保護条例第42条第1項の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有 個人情報が記録されてい る公文書の名称	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
担 当 課	電話番号

第20号様式（第29条関係）

個人情報一部利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市議会議長

印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を利用停止することとしましたので、春日井市議会個人情報等保護条例第42条第1項の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有 個人情報記録されている公文 書の名称	
利 用 停 止 の 内 容	
利 用 停 止 年 月 日	年 月 日
利用停止しないこととした部分	
利用停止しないこととした理由	
担 当 課	電話番号

不服申立て及び取消訴訟

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、春日井市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日井市を被告として（訴訟において春日井市を代表する者は春日井市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、前記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第21号様式（第29条関係）

個人情報不利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市議会議長

印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止しないこととしましたので、春日井市議会個人情報等保護条例第42条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報 が記録されている公文書の名称	
利用停止しないこととした理由	
担 当 課	電話番号

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、春日井市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日井市を被告として（訴訟において春日井市を代表する者は春日井市議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、前記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第22号様式（第30条関係）

個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 年 月 日 号

様

春日井市議会議長 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、春日井市議会個人情報等保護条例第43条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等をする期間を延長しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項	
条例第43条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課	電話番号

第23号様式（第31条関係）

個人情報利用停止決定等期限特例通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市議会議長 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、春日井市議会個人情報等保護条例第44条第1項の規定により、利用停止決定等をする期限を次のとおりとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項	
同条例第43条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用停止決定等をする期限	年 月 日
同条例第44条第1項を適用する理由	
担 当 課	電話番号

第24号様式（第32条関係）

審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市議会議長 印

開示決定等・開示請求に係る不作為
年 月 日付け 訂正決定等・訂正請求に係る不作為 に対する審査請求については、
利用停止決定等・利用停止請求に係る不作為
次のとおり春日井市情報公開・個人情報等保護審査会に諮問しましたので、春日井市議会個人情報等保護
条例第46条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報を 特定するに足りる事項	
審査請求の内容	
諮問した日	年 月 日
担当課	電話番号